

令和元年第6回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

「荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

1 経緯

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号においては、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」と規定している。

当該規定に基づき、国の成年後見制度利用促進委員会において、具体的な検討が行われた結果、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みへ移行する方針が示された。これを受けて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、この法律による地方公務員法の改正により、地方公務員の欠格条項のうち成年被後見人及び被保佐人に係る規定が削除された。この改正に伴い、当該改正に係る規定を引用している部分等について改正するとともに、上記整備法の趣旨に鑑み、成年被後見人等の権利の制限に係る規定を改正するもの。

2 対象条例及び主な改正内容

地方公務員法第16条第1号（成年被後見人及び被保佐人を地方公務員の欠格事項とする規定）が削除されたこと等に伴い、次の改正を行うもの

(1) 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

地方公務員法第16条第1号の削除に伴う号ずれ

(2) 荒尾市職員の給与に関する条例

市職員の給与及び各種手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

(3) 荒尾市職員退職手当支給条例

市職員の退職手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

(4) 荒尾市消防団条例

消防団員の失格事項から成年被後見人及び被保佐人を削除するもの

(5) 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

企業職員の退職手当の支給に関する規定から成年被後見人及び被保佐人に該当して失職した場合を削除するもの

3 施行期日

令和元年12月14日

荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(失職の例外) 第6条 法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は他の法律の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたとときに限りその職を失わないものとすることができる。	(失職の例外) 第6条 法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者は他の法律の定めがある場合を除くほか、その者の罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたとときに限りその職を失わないものとすることができる。			

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正

現	行	改	正	後
(休職者の給与) 第9条の2 略 2 略 3 前項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条の5第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第16条の5第1項により別に定める日に同項の例により期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。	(休職者の給与) 第9条の2 略 2 略 3 前項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条の5第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に同項の例により期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。			
4～6 略 (期末手当) 第16条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の7までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の7第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若	4～6 略 (期末手当) 第16条の5 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の7までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の7第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又			

現 行	改 正 後
<p>しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第9条の2第3項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額との合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>は死亡した職員（第9条の2第3項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p>
<p>第16条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされて</p>	<p>第16条の6 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第16条の7 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされて</p>

現 行	改 正 後
<p>いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法</p>	<p>いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）に</p>
<p>いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法</p>	<p>いた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）に</p>

現	行	改 正 後
<p>第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

第3条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正

現	行	改 正 後
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しない</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しない</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しない</p>

現 行	改 正 後
<p>こととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>こととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

現 行	改 正 後
<p>第4条 荒尾市消防団条例の一部改正</p> <p>(失格)</p> <p>第7条 団員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人又は被保佐人となつたとき。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(失格)</p> <p>第7条 団員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>削る。</p> <p>(2) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>第5条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

「荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」の概要

特別職の賞与改定 【令和元年12月期から改定】

<市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員>

年間3.35月分 → **3.40月分** (0.05月分引上げ)

特別職	現行	改定後	
	令和元年度	令和元年度	令和2年度以降
6月 期末手当	1.675月	1.675月	1.70月
12月 期末手当	1.675月	1.725月	1.70月
年間合計	3.35月	3.40月	3.40月

※ 令和元年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第2条 (令和2年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正 >

第3条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第4条 (令和2年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

＜荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正＞

第5条（公布の日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第6条（令和2年4月1日施行）

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）及び荒尾市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第5号）の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略 2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第8条 (令和2年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略 2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略 2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

「荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の概要

一般職の給与改定

1 月例給【平成31年4月から遡及適用】

若年層について、給料表を200円～2,000円引上げ

※給料表のうち6級及び7級の区分並びに再任用職員の区分については、引上げなし。

2 賞与【令和元年12月期から改定】

年間4.45月分 → 4.50月分（0.05月分引上げ）

※再任用職員については引上げなしのため、年間2.35月分のまま

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和元年度	令和元年度	令和2年度以降
6月 期末手当	1.30月〔1.10月〕	1.30月〔1.10月〕	1.30月〔1.10月〕
勤勉手当	0.925月〔1.125月〕	0.925月〔1.125月〕	0.95月〔1.15月〕
12月 期末手当	1.30月〔1.10月〕	1.30月〔1.10月〕	1.30月〔1.10月〕
勤勉手当	0.925月〔1.125月〕	0.975月〔1.175月〕	0.95月〔1.15月〕
年間合計	4.45月〔4.45月〕	4.50月〔4.50月〕	4.50月〔4.50月〕

※令和元年12月の増額分は、条例改正後に支給

3 住居手当【令和2年4月から改定】

(1) 手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げる。

(12,000円→16,000円)

(2) 手当額の上限を1,000円引き上げる。

(27,000円→28,000円)

・(1)は手当減額要因、(2)は手当増額要因であり、手当額算出における控除額等を次のように改定する。

家賃額	手当額
月額 27,000 (23,000) 円以下	家賃額－ 16,000 (12,000) 円
月額 27,000 (23,000) 円超	$\frac{\text{家賃額} - \mathbf{27,000} (23,000) \text{ 円}}{2} + 11,000 \text{ 円}$ ※手当額の上限 28,000 (27,000) 円

※ () 内の数字は、改定前の金額

・改定の結果、手当額が現在より減額となる一部の職員については、経過措置を講じる。

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5 (特定幹部職員にあつては、100分の112.5) を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5 (特定幹部職員にあつては、100分の112.5) 、12月に支給する場合には100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
再任用職員以外の職員	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
員	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
再任用職員以外の職員	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
員	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900

現		行		改		正		後					
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100

		現					行					改					正					後												
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	427,300	427,300	382,100	353,400	281,800	325,500	245,400	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	427,300																
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	428,600	428,600	383,500	355,200	283,700	327,500	246,400	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	428,600																
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	429,900	429,900	385,000	357,000	285,500	329,400	247,600	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	429,900																
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	431,100	431,100	386,600	358,700	287,400	331,500	248,900	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	431,100																
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	432,300	432,300	388,000	360,100	289,000	333,400	249,800	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	432,300																
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	433,100	433,100	389,200	361,400	290,700	335,300	251,100	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	433,100																
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	433,900	433,900	390,400	362,800	292,500	337,300	252,300	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	433,900																
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	434,700	434,700	391,500	364,200	294,300	339,200	253,600	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	434,700																
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	435,300	435,300	392,600	365,500	295,800	341,100	255,000	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	435,300																
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	436,000	436,000	393,800	366,400	297,500	343,000	256,400	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	436,000																
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	436,700	436,700	395,000	367,500	299,000	344,800	257,600	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	436,700																
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	437,400	437,400	396,100	368,600	300,600	346,700	258,800	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	437,400																
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	438,200	438,200	396,800	369,400	302,200	348,200	260,000	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	438,200																
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	439,000	439,000	397,500	370,300	303,900	349,600	261,200	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	439,000																
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	439,400	439,400	398,200	371,200	305,500	351,100	262,500	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	439,400																
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	440,100	440,100	398,900	372,100	307,200	352,600	263,600	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	440,100																
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	440,600	440,600	399,500	373,000	308,100	354,200	264,700	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	440,600																
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	441,000	441,000	400,100	373,800	309,600	355,000	265,800	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	441,000																
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	441,400	441,400	400,600	374,600	311,100	356,200	267,100	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	441,400																
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	441,800	441,800	401,000	375,400	312,700	357,200	268,400	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	441,800																
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	442,200	442,200	401,400	376,100	314,300	358,100	269,400	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	442,200																
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	442,600	442,600	401,700	376,800	315,900	359,200	270,500	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	442,600																
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	443,000	443,000	402,000	377,500	317,500	360,100	271,800	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	443,000																
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	443,300	443,300	402,300	378,200	319,000	361,200	273,100	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	443,300																
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	443,600	443,600	402,600	378,700	320,500	362,100	274,000	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	443,600																
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	444,000	444,000	402,900	379,300	321,700	362,800	275,000	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	444,000																
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	444,300	444,300	403,200	379,900	322,900	363,500	275,900	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	444,300																
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	444,600	444,600	403,500	380,600	324,100	364,200	277,000	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	444,600																
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	444,900	444,900	403,800	381,000	324,800	364,600	278,100	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	444,900																

現			行			改			正			後					
62	226,600	279,100	365,200	381,700	404,100	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	365,900	382,300	404,400	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	366,600	382,900	404,700	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	366,900	383,300	405,000	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	367,600	383,900	405,300	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	368,300	384,500	405,600	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	369,000	385,100	405,900	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	369,300	385,500	406,100	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	369,900	386,000	406,400	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	370,600	386,500	406,700	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	371,200	387,100	407,000	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	371,500	387,400	407,200	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	372,100	387,800	407,500	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	372,800	388,200	407,800	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	373,400	388,600	408,000	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	373,800	388,900	408,200	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	374,300	389,200	408,500	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	374,900	389,500	408,800	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	375,400	389,800	409,000	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	375,900	390,000	409,200	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	376,500	390,300	409,500	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	377,000	390,600	409,800	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	377,300	390,800	410,000	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	377,700	391,000	410,200	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	378,200	391,300		244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	378,600	391,600		244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	379,000	391,800		245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	379,400	392,000		246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	379,900	392,300		246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	

現		行		改		正		後		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600				294,900	342,600		
95		295,200	343,100				295,200	343,100		
96		295,600	343,500				295,600	343,500		
97		295,800	343,700				295,800	343,700		
98		296,100	344,100				296,100	344,100		
99		296,500	344,500				296,500	344,500		
100		296,900	344,800				296,900	344,800		
101		297,100	345,100				297,100	345,100		
102		297,400	345,500				297,400	345,500		
103		297,800	345,900				297,800	345,900		
104		298,100	346,300				298,100	346,300		
105		298,300	346,800				298,300	346,800		
106		298,600	347,200				298,600	347,200		
107		299,000	347,600				299,000	347,600		
108		299,300	348,000				299,300	348,000		
109		299,500	348,500				299,500	348,500		
110		299,900	348,900				299,900	348,900		
111		300,300	349,200				300,300	349,200		
112		300,600	349,500				300,600	349,500		
113		300,800	350,000				300,800	350,000		
114		301,000					301,000			
115		301,300					301,300			
116		301,700					301,700			
117		301,900					301,900			
118		302,100					302,100			
119		302,400					302,400			

現		行	
120	302,700		
121	303,100		
122	303,300		
123	303,600		
124	303,900		
125	304,200		
再任用 職員	187,700	255,200	274,600
			289,700
			315,100
			356,800

改		正		後	
120	302,700				
121	303,100				
122	303,300				
123	303,600				
124	303,900				
125	304,200				
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700
					315,100
					356,800

第2条 (令和2年4月1日施行)

現	行
(住居手当) 第9条の6 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。） (2) 略 (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたとき	

改	正	後
(住居手当) 第9条の6 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。） (2) 略 (3) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める有料宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたとき		

現 行	改 正 後
<p>は、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>) を11,000円に加算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5 (特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5)</u>、12月に支給する場合には100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5)</u></u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>は、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>) を11,000円に加算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95 (特定幹部職員にあっては、<u>100分の115)</u></u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則
(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例第9条の6の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に對しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第9条の6の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第9条の6第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第9条の6第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

「荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要

【荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正】

- ・フルタイム会計年度任用職員の給料を決定するに当たって、正職員に適用される給料表を用いて決定することを明確にする。
- ・給料表を用いて給料を決定するために必要な職務の分類を行う際の基準となる等級別基準職務表を規定する。
- ・休職者の給与の取扱いについて規定する。

【荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正】

- ・月額で報酬を支給されるパートタイム会計年度任用職員が死亡退職した場合の報酬の計算期間について、正職員と同様当該月の末日までとする。
- ・パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬について、正規の勤務時間が割り振られた日以外に勤務した場合、週休日の振替休日を週内に取得できなかった場合及び1月60時間を超える時間外勤務をした場合の支給割合を規定する。また、正職員と同様1月60時間を超える時間外勤務をした場合に、時間外勤務報酬の支給に代えて休日を与えることができる時間外勤務代休時間について規定する。
- ・勤務1時間当たりの報酬額を算出するに当たって、正職員と同様月額で支給される特殊勤務報酬額を加味することとする。
- ・期末手当の算定基礎額に、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬が含まれないことを明確にする。
- ・休職者の報酬等の取扱いについて規定する。

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(給料の決定)	(給料の決定)
第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、他の常勤の職員との権衡、その勤務の特殊性等を考慮し、規則で定めるところにより決定する。	第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例別表第1に定める行政職給料表(1)(以下「給料表」という。)によるものとし、別表第1の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において適用する。
	2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。
	3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づき基準に従い任命権者が決定する。
	4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。
	(休職者の給与)
	第19条 休職中のフルタイム会計年度任用職員には、給与を支給しない。
(委任)	(委任)
第19条 略	第20条 略
別表(第4条関係)	別表第1(第4条関係)
職種	職種
月額	月額
給与条例別表第1行政職給料表(1)(以下「給料表」という。)に定める1級における最高の号給の給料月額である247,600円	給料表に定める1級における最高の号給の給料月額である247,600円
行政事務職	行政事務職

現	行	改	正	後
略				

別表第2 (第4条関係) 等級別基準職務表				
職務 の級	職務 の級	基準となる職務		
1級	1級	定型的又は補助的な業務を行 う職務		
1級	1級	定型的若しくは補助的な業務 を行う職務又は知識、経験、 資格等を必要とする職務		
2級	2級	高度な知識、経験、資格等を 必要とし、主体的に業務を行 う職務		

現	行	改	正	後
第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正				
(報酬)	(報酬)			
第3条 略	第3条 略			
2 略	2 略			
3 前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わな ければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出が あったときは、口座振替の方法により支払うことができる。	3 前2項の支給は、他の条例に規定する場合のほか現金で行わな ければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出が あったときは、口座振替の方法により支払うことができる。			
(報酬の支給方法)	(報酬の支給方法)			
第5条 略	第5条 略			
2 略	2 略			
3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの 報酬を支給する。	3 パートタイム会計年度任用職員が退職したときは、その日までの 報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の未			

現 行	改 正 後
4 略	日までの報酬を支給する。
4 略 (時間外勤務報酬) 第8条 略	(時間外勤務報酬) 第8条 略
2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度の任用職員の勤務時間の合計が常勤の職員の勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。	2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分を超えない勤務については、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
	<p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との</p>

現 行	改 正 後
	<p>合計が38時間45分を超えない勤務については、この限りでない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>(1) 第1項に規定する勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)</p> <p>(2) 前項に規定する勤務(同項ただし書に規定する勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50</p> <p>5 時間外勤務代休時間(前項の規定により時間外勤務報酬を支給すべきパートタイム会計年度任用職員に対して、任命権者が定めるところにより指定する当該時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下同じ。)が指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第2項に規定する勤務に応じた割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。</p>
<p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当</p>	<p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 報酬の月額及び特殊勤務報酬(月額で支給</p>

現 行	改 正 後																				
<p>たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間に於ける休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第3条第1項の規定に基づき規則で定める額 (期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上5月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>されるものに限る。次号及び第3号において同じ。) の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間に於ける休日等に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 報酬の日額を1日に勤務する時間数で除して得た額に、特殊勤務報酬の月額を162.75で除して得た額を加えた額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第3条第1項の規定に基づき規則で定める額に、特殊勤務報酬の月額を162.75で除して得た額を加えた額 (期末手当)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員 (規則で定める者を除く。) には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。) の1月当たりの平均額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上5月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

(通勤に係る費用の弁償)
第15条 略

(通勤に係る費用の弁償)
第15条 略

現 行	改 正 後
<p>2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。この場合において、当該支給額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。</p>	<p>2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例第10条の規定により支給される通勤手当の例による。この場合において、当該支給額は、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。</p>
	<p>(<u>休職者の報酬等</u>)</p>
<p>(委任) 第18条 略</p>	<p>第18条 <u>休職中のパートタイム会計年度任用職員には、報酬及び期末手当を支給しない。</u> (委任) 第19条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(26) 略 3 略</p>	<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(26) 略 <u>(27) 耳鼻咽喉科</u> 3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第78号資料

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	人事管理費	△ 901				△ 901	□会計年度任用職員制度導入に伴う人事給与及び庶務事務システムの導入時期の変更による ・委託料 △217 ・使用料 △684
	契約検査管理費	368				368	□業務量の増加に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 84 ・賃金 284
	エネルギーマネジメント推進事業費			4,900		△ 4,900	□地方債の充当に伴う財源組替え(財源) ・防災施設整備事業債 4,900
	戸籍住民基本台帳費（臨時及び非常勤職員雇用）	362				362	□業務量の増加に伴う非常勤職員雇用 ・非常勤職員報酬 313 ・健康労働保険料 49
	2款計	△ 171		4,900		△ 5,071	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 485				△ 485	□国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 △485
	介護保険特別会計繰出金	△ 256				△ 256	□介護保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 △256
	生活困窮者自立相談支援事業費	1,954				1,954	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 1,954
	国民年金事務費	352	352				□免除申請書の様式変更に伴う国民年金システム改修 ・委託料 352 (財源) ・国庫委託金 352
	特別障害者手当等給付費	411				411	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 411
	障害者福祉総務費	642				642	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 642
	自立支援医療費支給事業費	18,873				18,873	□平成30年度国庫負担金の精算 ・返還金 18,873
	相談支援給付費等支給事業費	4,210	604			3,606	□障害児相談支援給付費の増及び平成30年度国庫負担金の精算 ・扶助費 806 ・返還金 3,404 (財源) ・国庫負担金 403 ・県負担金 201
	障害者補装具給付費	6,157	2,050			4,107	□補装具給付費の増及び平成30年度国庫負担金の精算 ・扶助費 2,735 ・返還金 3,422 (財源) ・国庫負担金 1,367 ・県負担金 683
療養介護医療費支給事業費	14,431	10,822			3,609	□療養介護医療費の増による ・扶助費 14,431 (財源) ・国庫負担金 7,215 ・県負担金 3,607	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	意思疎通支援事業費	278	207			71	□手話通訳者派遣事業の利用増による ・委託料 278 (財源) ・国庫補助金 138 ・県補助金 69
	訪問入浴サービス事業費	512	270		150	92	□訪問入浴サービス事業の利用増による ・委託料 512 (財源) ・利用料 150 ・国庫補助金 180 ・県補助金 90
	後期高齢者医療費	13,708				13,708	□平成30年度療養給付費負担金の精算 ・負担金(追加) 13,708
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11				11	□後期高齢者医療特別会計補正による ・特別会計繰出金 11
	母子生活支援施設入所措置費	2,920	1,699			1,221	□入所措置費の増及び平成30年度国県負担金の精算 ・扶助費 2,267 ・返還金 653 (財源) ・国庫負担金 1,133 ・県負担金 566
	生活保護適正実施推進事業費	534	154			380	□健康管理支援事業の実施に伴うレセプト管理システム改修及び平成30年度国庫補助金の精算 ・委託料 154 ・返還金 380 (財源) ・国庫補助金 154
	生活保護適正実施推進事業費(業務効率化事業)	1,623	902			721	□制度改正に伴う生活保護システム改修 ・委託料 1,623 (財源) ・国庫補助金 902
	生活保護(扶助費)	90,620	60,999			29,621	□医療扶助費及び施設事務費の増並びに平成30年度国庫負担金の精算 ・扶助費 81,333 ・返還金 9,287 (財源) ・国庫負担金 60,999
	3款計	156,495	78,059		150	78,286	
6 農 林 水 産 業 費	多面的機能支払交付金事業費	1,015			1,353	△ 338	□前事業計画期間(平成26年度～平成30年度)における県補助金の精算 ・返還金 1,015 (財源) ・多面的機能支払交付金事業補助金返還金 1,353
	産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費		△ 1,220	2,100		△ 880	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 △1,220 ・観光施設整備事業債 2,100
	6款計	1,015	△ 1,220	2,100	1,353	△ 1,218	
7 商 工 費	商工総務費(産休・育休代替職員雇用)	476				476	□職員産休に伴う臨時職員雇用 ・健康労働保険料 74 ・賃金 402
	7款計	476				476	
8 土 木 費	道路新設改良事業費(人件費)			△ 5,400		5,400	□起債対象事業の組替え (財源) ・海岸保全事業債 △5,400

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)	
			特定財源					
			国県支出金	地方債	その他			
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)	5,400		5,400			<input type="checkbox"/> 起債対象事業の組替え ・普通旅費 36 ・消耗品費 3,920 ・燃料費 696 ・手数料 162 ・使用料 98 ・借上料 488 (財源) ・海岸保全事業債 5,400	
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 2,389				△ 2,389	<input type="checkbox"/> 南新地土地区画整理事業特別会計補正による ・特別会計繰出金 △2,389	
	8款計	3,011				3,011		
9 消防費	消防施設新設費	3,239		400		2,839	<input type="checkbox"/> 消防団格納庫建設に伴う用地分筆測量の実施及び消火栓新設費の増 ・委託料 462 ・消火栓新設負担金 2,777 (財源) ・消防施設整備事業債 400	
	消防施設管理費	424				424	<input type="checkbox"/> 消火栓補修費の増による ・市水消火栓維持補修負担金 424	
	防災ハザードマップ整備事業費		5,000			△ 5,000	<input type="checkbox"/> 国庫補助金の充実に伴う財源組替え(財源) ・国庫補助金 5,000	
	9款計	3,663	5,000	400		△ 1,737		
10 教育費	小学校施設改修費	1,107				1,107	<input type="checkbox"/> 台風17号被害による ・修繕費 1,107	
	中学校施設改修費	365				365	<input type="checkbox"/> 台風17号被害による ・修繕費 365	
	給食センター整備推進事業費				6,468	△ 6,468	<input type="checkbox"/> 新学校給食センター構想検討の共同実施による財源組替え(財源) ・給食センター整備事業長洲町負担金 6,468	
	10款計	1,472			6,468	△ 4,996		
12 公債費	長期債元金償還金					△ 106	106	<input type="checkbox"/> 公営住宅の管理事務に係る人件費の増額による充当財源の組替え(財源) ・住宅使用料現年分 △106
	12款計					△ 106	106	
	款合計	165,961	81,839	7,400	7,865	68,857		
	各款職員人件費	△ 1,869			385	△ 2,254	(財源) ・住宅使用料現年分 106 ・熊本県市町村振興協会派遣職員人件費負担金 110 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 65 ・災害復旧応援職員派遣経費負担金 104	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	補正額	164,092	81,839	7,400	8,250	66,603	一般財源 ・普通交付税 57,845 ・生活保護費国庫負担金(過年度分) 7,425 ・障害者介護給付費国庫負担金(過年度分) 10,341 ・療養介護医療費支給事業費国庫負担金(過年度分) 1,559 ・障害者介護給付費県負担金(過年度分) 5,170 ・療養介護医療費支給事業費県負担金(過年度分) 779 ・繰越金 5,690 ・臨時財政対策債 △22,206
	補正前の額	23,016,005	6,733,193	950,900	1,257,844	14,074,068	
	合計	23,180,097	6,815,032	958,300	1,266,094	14,140,671	

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	社会保障・税番号制度 整備費補助金	0	6,248	6,248	新規
	国保制度関係業務 事業費補助金	0	589	589	新規
	計	0	6,837	6,837	
6款 繰入金	一般会計繰入金	654,862	△ 485	654,377	人件費の減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	754,862	△ 485	754,377	
7款 繰越金	繰越金	1,501	4,094	5,595	平成30年度決算剰余金
8款 諸収入	療養給付費等負担金	0	666	666	実績報告修正に伴う療養給付費等負担金（過年度分）
	その他	121,258	0	121,258	
	計	121,258	666	121,924	
その他		6,594,824	0	6,594,824	
歳入合計		7,472,445	11,112	7,483,557	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	95,106	6,352	101,458	人件費の減額 △485 給与改定による増 231 職員手当等の減 △716 オンライン資格確認等自庁システム改修委託料 6,248 外国人被保険者の在留資格関係対応に伴うシステム改修委託料 589
	その他	16,453	0	16,453	
	計	111,559	6,352	117,911	
9款 諸支出金	償還金	100	4,760	4,860	精算に伴う平成30年度特定健康診査等負担金返還金
	その他	3,873	0	3,873	
	計	3,973	4,760	8,733	
その他		7,356,913	0	7,356,913	
歳出合計		7,472,445	11,112	7,483,557	

令和元年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,033,639	△ 560	1,033,079	育休による職員減等に伴う減額
	その他	96,870	0	96,870	
	計	1,130,509	△ 560	1,129,949	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)	37,982	392	38,374	介護予防ケアマネジメント委託件 数増に伴う増額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,926	△ 1,542	52,384	育休による職員減等に伴う減額
	その他	1,459,943	0	1,459,943	
	計	1,551,851	△ 1,150	1,550,701	
5款 支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	41,020	424	41,444	介護予防ケアマネジメント委託件 数増に伴う増額
	その他	1,521,820	0	1,521,820	
	計	1,562,840	424	1,563,264	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)	18,991	196	19,187	介護予防ケアマネジメント委託件 数増に伴う増額
	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,963	△ 771	26,192	育休による職員減等に伴う減額
	その他	783,964	0	783,964	
	計	829,918	△ 575	829,343	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	52,084	318	52,402	給与改定に伴う増額
	現年度分地域支援事業繰入金 (総合事業)	18,991	198	19,189	介護予防ケアマネジメント委託件 数増に伴う増額
	現年度分地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,958	△ 772	26,186	育休による職員減等に伴う減額
	その他	871,873	0	871,873	
	計	969,906	△ 256	969,650	
その他		182,986	0	182,986	
歳入合計		6,228,010	△ 2,117	6,225,893	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	113,071	△ 3,688	109,383	給与改定に伴う増額 介護保険係職員分 318 育休による職員減等に伴う減額 地域包括支援センター職員 分 △4,006
	その他	52,629	0	52,629	
	計	165,700	△ 3,688	162,012	
5款 地域支援事業費	介護予防・ケアマネジメント 事業費	22,359	1,571	23,930	介護予防ケアマネジメント委託件 数増に伴う増額
	その他	214,380	0	214,380	
	計	236,739	1,571	238,310	
その他		5,825,571	0	5,825,571	
歳出合計		6,228,010	△ 2,117	6,225,893	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 サービス収入	介護予防サービス計画費収入	21,006	3,466	24,472	計画費収入増に伴う増額
その他		7	0	7	
歳入合計		21,013	3,466	24,479	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	介護予防支援事業費	19,423	3,466	22,889	介護予防支援計画原案作成委託件数増に伴う増額
その他		1,590	0	1,590	
歳出合計		21,013	3,466	24,479	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,249,023千円で、その内訳は、保険事業勘定6,228,010千円、介護サービス事業勘定21,013千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を2,117千円減額、介護サービス事業勘定を3,466千円増額しますので、3号補正後介護保険特別会計予算は6,250,372千円となります。

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,164	11	39,175	給与改定等に伴う増額
	その他	202,253	0	202,253	
	計	241,417	11	241,428	
6款 諸収入	雑入	7,855	24	7,879	派遣職員の給与改定等に伴う増額
	その他	24,148	0	24,148	
	計	32,003	24	32,027	
その他		526,062	0	526,062	
歳入合計		799,482	35	799,517	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	42,416	35	42,451	給与改定等に伴う増額 高齢者医療係職員分 11 派遣職員分 24
	その他	4,272	0	4,272	
	計	46,688	35	46,723	
その他		752,794	0	752,794	
歳出合計		799,482	35	799,517	

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 分担金及び負担金	土木費負担金	70,000	10,000	80,000	公共施設管理者負担金の収入額決定に伴う増額
5款 繰入金	一般会計繰入金	166,714	△ 2,389	164,325	公共施設管理者負担金の収入額決定等に伴う減額
その他		602,400	0	602,400	
歳入合計		839,114	7,611	846,725	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	84,830	280	85,110	給与改定等に伴う増額
2款 事業費	南新地事業費	750,000	7,331	757,331	公共施設管理者負担金の収入額決定に伴う増額
その他		4,284	0	4,284	
歳出合計		839,114	7,611	846,725	